

第54号議案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

- (1) 高年齢層職員の能力および経験の活用を図るため、再任用職員に対して住居手当を支給する。
- (2) 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行に伴い、規定の整備を行う。

2 改正内容

(1) 再任用職員に対する住居手当の支給

令和7年度から、支給要件を満たす再任用職員に対して住居手当（月額8,300円）を支給する。

○住居手当の概要

＜支給対象職員＞

世帯主等である職員のうち、自ら居住するための住宅を借り受け、月額27,000円以上の家賃を支払っている者。

(2) 刑法改正に伴う規定整備

刑法の改正により、懲役・禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されることに伴い、条文中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

3 施行期日

(1) 住居手当支給対象拡大に伴う改正

令和7年4月1日

(2) 刑法改正に伴う規定整備

令和7年6月1日

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">昭和26年11月6日条例第17号</p> <p>(特定職員についての適用除外)</p> <p>第18条の4 (第1項省略)</p> <p>2 第9条の3から第11条までおよび第13条の2の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には、適用しない。</p> <p>(第3項省略)</p> <p>第21条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(第1号および第2号省略)</p> <p>(3) 基準日前1カ月以内または基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第21条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(第2号省略)</p>	<p style="text-align: right;">昭和26年11月6日条例第17号</p> <p>(特定職員についての適用除外)</p> <p>第18条の4 (第1項省略)</p> <p>2 第9条の3から第11条まで、<u>第11条の3</u>および第13条の2の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には、適用しない。</p> <p>(第3項省略)</p> <p>第21条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(第1号および第2号省略)</p> <p>(3) 基準日前1カ月以内または基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第21条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(第2号省略)</p>

(第2項省略)

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかつた場合

(第2号および第3号省略)

(第4項から第6項まで省略)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第21条の2第3号および第4号ならびに第21条の3第1項第1号および第3項第1号の改正規定ならびに次項および付則第3項の規定は、同年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和7年6月1日前に犯した刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後の第21条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）および第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、特別区人事委員会の承認を得て規則で定める。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

4 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年品川区条例第

(第2項省略)

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合

(第2号および第3号省略)

(第4項から第6項まで省略)

41号) の一部を次のように改める。

改め文省略 (別紙 新旧対照表参照)

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 付則第2項の規定による改正	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (令和4年品川区条例第41号)
<p>付 則 (第1項から第8項まで省略)</p> <p>9 職員の給与に関する条例第9条の3から第11条までおよび第13条の2の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 (第10項から第12項まで省略)</p>	<p>付 則 (第1項から第8項まで省略)</p> <p>9 職員の給与に関する条例第9条の3から第11条まで、<u>第11条の3</u>および第13条の2の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 (第10項から第12項まで省略)</p>